

令和7年度の国民健康保険税率の改定について

国民健康保険（国保）制度は、保険税や国・県・市からの公費により運営されていますが、医療費の高騰などにより、市の国保財政は非常に厳しい状況となっています。

市では、国保制度を安定させ、持続可能なものとするために、令和7年度の税率改定を行うこととしました。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

改定の理由

埼玉県の保険税水準統一に向けた取組

国保制度は平成30年度以降、財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変更になり、各市町村は都道府県が定めた運営方針を踏まえて事業を行うこととなりました。

現在埼玉県では、国の方針を踏まえ、国保制度を将来にわたって持続可能なものとするため、「県内どこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となること」という保険税水準の統一に向けた取組を行っています。

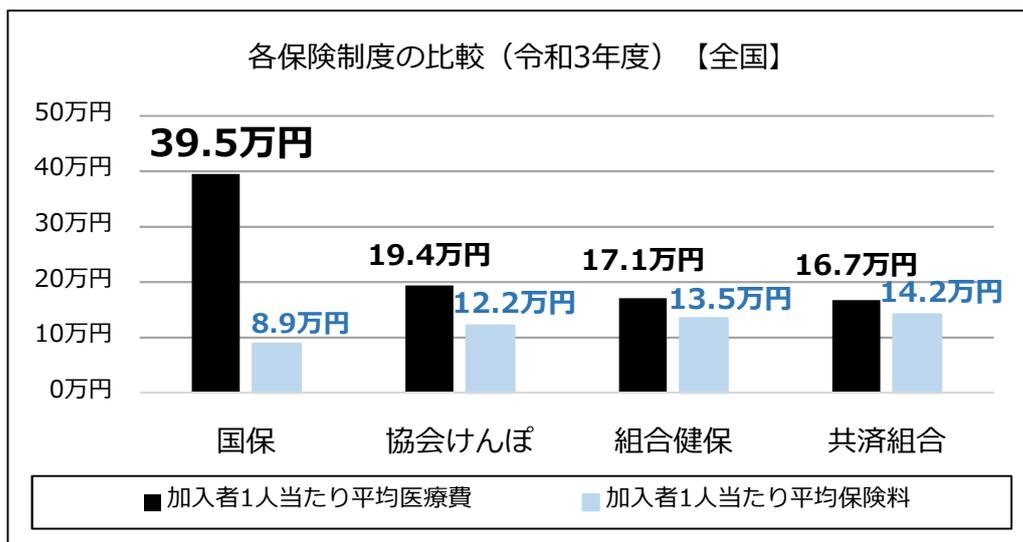
このため、県内の全市町村は、令和9年度までに県が提示する標準的な税率（標準保険税率）と同じ税率に設定する必要がありますが、現在、市の税率より標準保険税率の方が高い状況です。



詳しくはこちら

国保の厳しい財政運営

国保制度は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや、加入者の所得水準の幅が広く必要な歳入の確保が困難であることなどの構造的な問題から、非常に厳しい財政運営となっています。



「ウェブ口座振替」が始まりました！

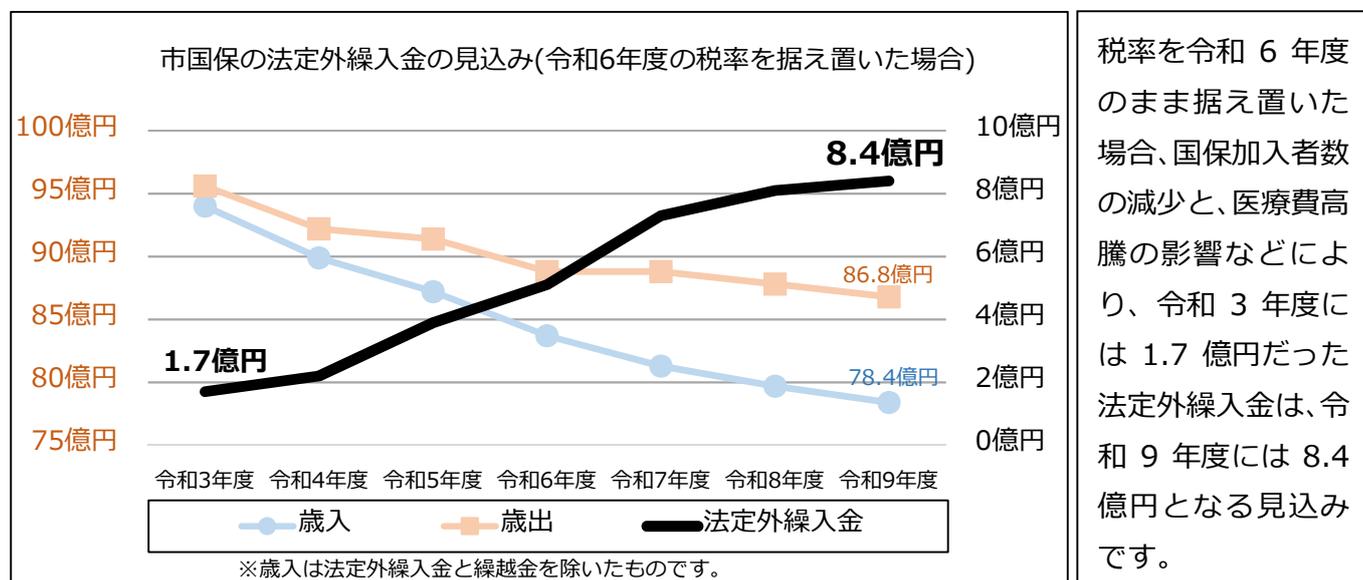


スマートフォンなどからインターネットを利用して国保税などの口座振替手続きができます。金融機関や市役所の窓口に向く必要がなく、口座振替申込書の記入や銀行印の押印も不要なので大変便利です。

お申込みページには左の二次元バーコードから移動できます。

市の国保財政は、毎年歳出額が歳入額を上回っており、歳入不足に対応するための補填を一般会計からの繰入金（法定外繰入金）により行っていますが、医療技術の高度化による医療費の高騰などにより、この法定外繰入金の増加が見込まれています。

法定外繰入金には、国保に加入していない市民の方々の税金も含まれていることから、「保険料の二重払いになっている」とも言われており、国から強く改善を求められています。



以上のような状況を踏まえて、市では県内他市町村とともに標準保険税率を目指すため、まず令和7年度の税率改定を行うこととしました。

国保に加入している皆様には負担増をお願いすることとなりますが、市としても医療費適正化・保健事業の推進により、医療費の削減に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

改定の内容

保険税率・課税限度額の改定

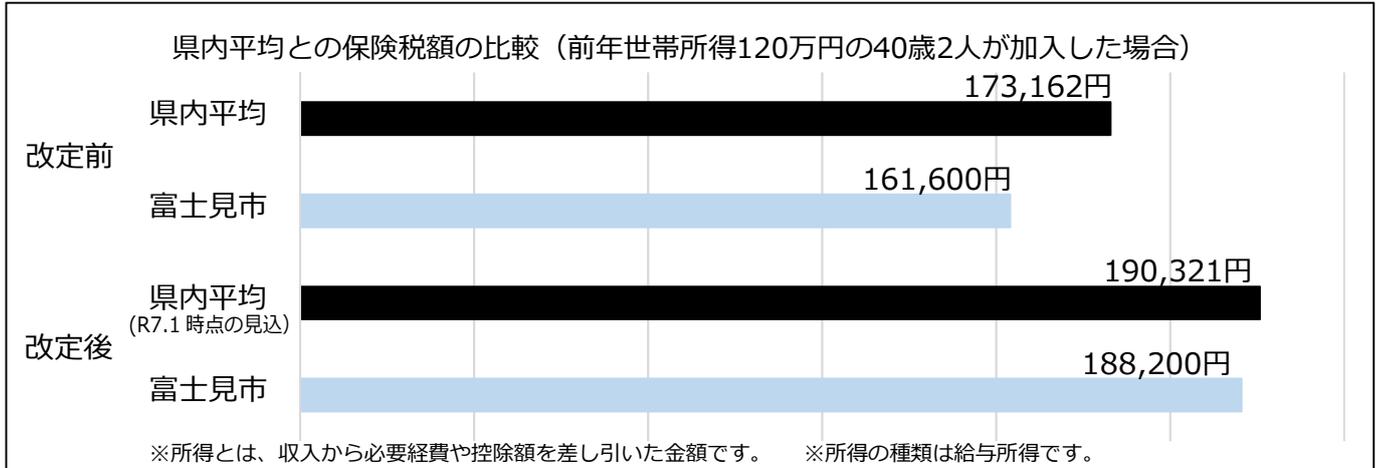
現時点で見込まれている令和9年度標準保険税率に段階的に近づくために、令和7年度の市の保険税率・課税限度額を下表のとおり改定します。

区分		改定前（令和6年度）	改定後（令和7年度）
基礎課税分	所得割率	6.95%	7.49%
	均等割額	28,300円	34,300円
	課税限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.1%	2.42%
	均等割額	9,000円	11,500円
	課税限度額	22万円	24万円
介護納付金分（40歳～64歳の加入者のみ）	所得割率	1.6%	1.94%
	均等割額	12,600円	14,900円
	課税限度額	17万円	17万円

改定の影響

県内平均との保険税額の比較

改定前（令和6年度）と改定後（令和7年度）の市の税額は、次のグラフのとおりです。



モデル世帯ごとの改定の影響

モデル世帯ごとの改定前後の保険税額（1年分）は下表のとおりです。なお、市ホームページに、改定後の保険税額を試算できる表を掲載していますので、ご活用ください。

65歳1人暮らし（前年世帯所得0円）		65歳夫婦2人暮らし（前年世帯所得100万円）		40歳夫婦と未就学児の3人暮らし（前年世帯所得200万円）	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
11,100円	13,600円	88,800円	102,100円	261,800円	301,200円

軽減・減免制度の拡充

子育て世帯への減免を実施

今回の税率改定による子育て世帯への影響を緩和するため、小学校入学から高校卒業までの年齢の加入者について、税率改定による均等割額の増額分の半額を申請により減免します。世帯所得500万円以下の世帯が対象です。対象となる世帯の納税通知書（令和7年7月以降郵送）に減免申請書と返信用封筒を同封しますので、記入して返送してください。

低所得世帯への軽減を拡充

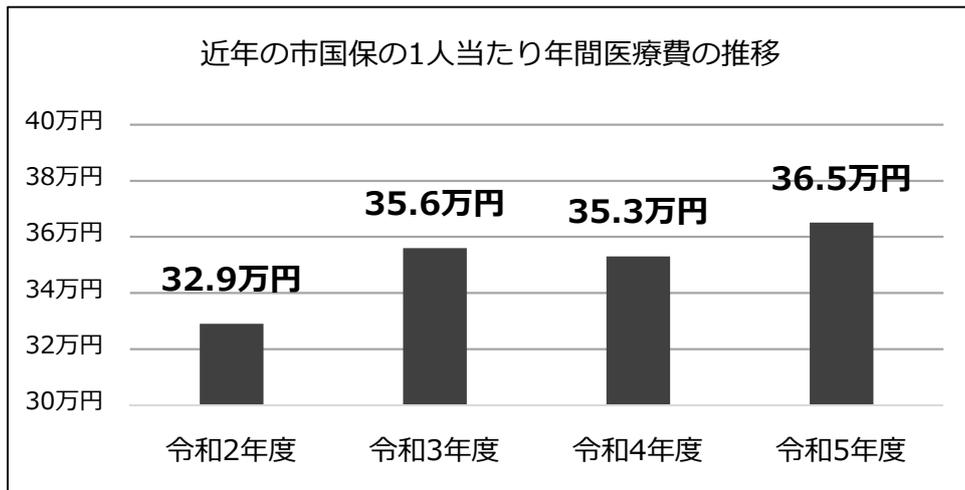
世帯主と加入者の前年所得が一定以下の世帯に対する軽減基準を下表のとおり拡充します。軽減のための申請は不要ですが、世帯主と加入者全員の所得が判明している必要があります。

区分	改定前（令和6年度）	改定後（令和7年度）
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の人数-1）	43万円+10万円×（給与所得者等の人数-1）（変更なし）
5割軽減	43万円+29.5万円×加入者の人数+10万円×（給与所得者等の人数-1）	43万円+30.5万円×加入者の人数+10万円×（給与所得者等の人数-1）
2割軽減	43万円+54.5万円×加入者の人数+10万円×（給与所得者等の人数-1）	43万円+56万円×加入者の人数+10万円×（給与所得者等の人数-1）

保険税率の引上げを抑えるために

保険税は主に病気やケガなどの医療費に充てられるものですので、医療費が増加すると、保険税率の引上げにつながります。

医療費の伸びを抑えるためには、一人ひとりが自身の健康に留意するとともに、次のようなことに取り組むことが大切です。



かかりつけ医を持ちましょう

病気にかかったり健康不安を感じたりした時に相談できる身近な「かかりつけ医」を持ち、体の不調を感じたときは、早めに相談する習慣をつけることが医療費節約の第1歩です。

重複受診は控えましょう

同じ症状や病気で複数の医療機関を受診することは、検査・投薬による体への負担が増えるほか、医療費の増加にもつながりますので控えましょう。

夜間や休日の受診は避けましょう

診療時間終了後や休診日の受診は、時間外加算がついて医療費の増加につながります。平日の診療時間内に受診することができないかを考えてみましょう。

薬のもらい過ぎに注意しましょう

薬のもらい過ぎは医療費が増加したり、飲み合わせにより体に副作用が生じたりする恐れがあります。「お薬手帳」を活用し、薬の重複や飲み合わせを確認してもらいましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を使っており、品質や効き目、安全性が同等な薬です。先発医薬品に比べて開発費が少ないために低価格であり、医療費節約につながります。

定期的に健診を受けましょう

特定健診や人間ドックを毎年定期的に受けて、自分の健康状態を把握することで、病気の早期発見・早期治療をし、重症化予防をしましょう。

